

組織・法体系等

目次

表 1	県環境関係附属機関	(47)
表 2	愛知県制定（策定）の環境保全関係要綱・指導指針等一覧表	(47)
表 3	愛知県策定の環境保全関係計画・基本方針等一覧表	(48)
表 4	公害防止管理者等の選任状況	(50)
表 5	公害防止担当者の選任状況	(50)
図 1	環境法の体系	(51)
図 2	愛知県における環境保全関係条例等の体系	(52)

表 1 県環境関係附属機関

区分	名 称	根 拠 法 例
附 属 機 関	愛知県環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法第 43 条 ・自然環境保全法第 51 条 ・愛知県環境審議会条例
	愛知県公害審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・公害紛争処理法第 13 条 ・愛知県公害審査会の設置等に関する条例
	愛知県公害健康被害認定審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害の補償等に関する法律第 44 条 ・愛知県公害健康被害認定審査会条例
	愛知県環境影響評価審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県環境影響評価条例第 34 条
	愛知県自動車排出窒素酸化物及び 粒子状物質総量削減計画策定協議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 10 条 ・愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

表 2 愛知県制定（策定）の環境保全関係要綱・指導指針等一覧表

区 分	要 綱 等 名	策定・施行年月
大気保全関係	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	H22. 8
	愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱	H18. 4(旧要綱 S58. 4、H7. 4)
	工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	H18. 4(旧要領 S58. 4、H7. 4)
	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針	H18. 4(旧指針 S62. 7、H7. 4)
	工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針	H18. 4
	愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱	S49. 5
	愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領	S49. 5
水質保全関係	小規模事業場等排水対策指導要領	H19. 9(旧要領 S56. 2、H15. 3)
	巴川水系水質保全対策推進要綱	H2. 9
	愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱	H2. 11
	愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針	H 元. 4
土壌汚染関係	愛知県土壌汚染等対策指針	H22. 10 (旧指針 H15. 10)
化学物質関係	愛知県化学物質適正管理指針	H15. 10
廃棄物関係	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱	H16. 2(旧要綱 H3. 4)
	愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱	H14. 4
	再生資源の適正な活用に関する要綱	H20. 4
	愛知県浄化槽指導要領	S60. 10
	愛知県ごみ減量化等推進指針	H6. 3(H7. 3、8. 3)
地盤沈下関係	濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱（国策定）	H7. 9 (旧要綱 S60. 4)
	小口径井戸指導要領	S61. 4

表3 愛知県策定の環境保全関係計画・基本方針等一覧表

区分	計画等名	策定・施行年月	概要
環境保全全般	第3次愛知県環境基本計画	H20.3	愛知県環境基本条例に基づき、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標に、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。
	愛知県庁の環境保全のための行動計画ーあいちエコスタンダードー	H10.3	愛知県環境基本計画において目指す、環境負荷の継続的な低減を図るとともに、持続的発展が可能な「あいち環境社会」の実現のための、県自らの率先行動を定めた計画。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する、「温室効果ガスの排出の削減等のための措置に関する計画」として定めた計画。
	愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針	H13.12	グリーン購入法に基づき、グリーン調達の推進を図るため、県が毎年度策定する環境物品等の調達方針に係る基本的事項を定めた基本方針。
	愛知地域公害防止計画	H19.3	環境基本法に基づき、現に公害が著しい地域等について、環境基準等の計画の目標が全体として平成22年度末を目途に達成維持されるようにするための、公害防止に関する各種施策を定めた計画。
	愛知県環境学習基本方針	H17.1	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律に基づき、県民一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組む能力を身につけるために必要な環境学習の推進に関する方向性や具体的取組を定めた基本方針。
大気保全関係	あいち地球温暖化防止戦略	H17.1	地球温暖化対策の推進に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、本県の地球温暖化対策を推進するため、県内から排出される温室効果ガス排出量の目標量、目標を達成するための方策等を定めた計画。（目標年度：平成23年度）
	あいち新世紀自動車環境戦略	H14.10	「人が安心して快適に生活できる自動車環境」の実現を図るための本県の特色を活かした総合的な自動車環境対策。（目標年度：平成22年度）
	愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（NOx・PM）総量削減計画	H15.7	自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するため、各種自動車環境対策を総合的かつ強力に推進するための計画。（目標年度 二酸化窒素：平成17年度、浮遊粒子状物質：平成22年度）
	愛知県における道路交通騒音対策に係る取組方針	H8.5	県内の道路交通騒音の深刻な路線・地区における道路交通騒音対策として、路線・地区の個別対策及び広域的な対策の推進、各種施策の実施主体と連携等を定めた取組方針。
水質保全関係	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）	H19.6	水質汚濁防止法に基づき、生活排水、産業排水、その他の汚濁発生源から、伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量を削減し、伊勢湾の水質改善、環境基準の達成を目指すため、必要な各種施策を定めた計画。（目標年度：平成21年度）
	生活排水対策に関する基本方針	H15.10	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項、市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項、その他生活排水に関し必要な事項を定めた基本方針。
	あいち水循環再生基本構想	H18.3	健全な水循環の再生を図り「人と水との豊かなかかわり」を実現するための具体的な方途を示した構想。
廃棄物関係	第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画	H21.3	「ごみ焼却処理広域化」の推進を図るための計画。（計画期間：平成20～29年度）
	あいち資源循環型社会形成プラン	H15.3	循環型社会の形成に向けた県民・事業者・行政の役割と取組の方向を示す。（目標年度：平成22年度）

	愛知県ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理計画	H16.12 (改訂 H20.3)	P C B特別措置法に基づき、県内（豊田市内分を除く。） に保管、使用されているP C B廃棄物の適正な保管、確 実かつ適正な処理を計画的に進めるための計画。 (計画期間：平成16年12月～平成28年7月)
	愛知県分別収集促進計画 (第6期)	H22.9	容器包装リサイクル法に基づき、市町村の行う容器包装 の分別収集が円滑に推進されるよう各種施策を定めた 計画。(計画期間：平成23～27年度)
	愛知県廃棄物処理計画	H19.3	廃棄物処理法に基づき、循環型社会を実現するため、廃 棄物の発生抑制、循環的な利用、適正処理を推進するた めの基本計画。(計画期間：平成19～23年度)
	愛知県海岸漂着物対策推進地 域計画	H23.8.30	海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物等の円滑な 処理及びその発生の抑制を図るために必要な施策を推 進するための計画。
	あいちエコタウンプラン	H16.9 (改訂 H22.5)	地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なりサイクル施設 の整備と循環ビジネスの普及・振興によって、環境と調 和したまちづくりを推進するための計画。 (目標年度：平成22年度)
	あいちゼロエミッション・ コミュニティ構想	H19.3	経済活動や日常生活の場である「地域」を舞台に、住民 や企業、大学、行政などによる、環境を基調とした横断 的で総合的な環境協働によって、持続可能社会づくりを 進めていくための計画。
自然環境 保全関係	自然環境保全等基本方針	S49.3 (改正 H12.3)	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、 自然環境を適正に保全し、県土の緑化を推進するために 定めた基本方針。
	第5次愛知県緑化基本計画	H23.6	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく、 緑化の推進を図るための計画。基本目標である「多様な 緑に育まれる豊かなあいち」の実現を目指す。 (目標年度：平成32年度)
	第10次鳥獣保護事業計画	H19.8	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づ き、国の示す基本指針に則して、鳥獣保護区の指定計画 等、県が行う鳥獣保護事業の実施について定めた計画。 (計画期間：平成19年8月～24年3月)
	特定鳥獣保護管理計画 (カモシカ、イノシシ、 ニホンザル、ニホンジカ)	H19.8	カモシカ、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカによる 農林業被害が深刻な状況にあることから、「鳥獣の保護 及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、地域個体群 の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等 の防止を図るため、被害防除対策、生息環境管理及び個 体数管理について定めた計画。 (計画期間：平成19年8月～24年3月)
	あいち自然環境保全戦略	H21.3	生物多様性の保全と持続可能な利用について、長期的・ 総合的な取組を推進するため、人と自然が共生する社会 の構築を目指し、その実現に向けた施策の方向や取組を まとめた行動計画。 (目標年度：平成37年度)

表 4 公害防止管理者等の選任状況

区 分		該当工場数	選任工場数	代理者選任工場数	
公害防止統括者		1,335	1,289	1,165	
公害防止管理者	大気関係	1種	15	15	14
		2種	18	17	15
		3種	187	184	173
		4種	334	320	308
		計	554	536	510
	水質関係	1種	18	18	17
		2種	402	375	329
		3種	36	36	36
		4種	110	109	106
		計	566	538	488
	騒音・振動関係		907	776	482
	特定粉じん関係		0	0	0
	一般粉じん関係		170	157	134
ダイオキシン類関係		57	53	45	
公害防止主任管理者		25	25	24	

(注) 1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく選任状況

2 平成23年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表 5 公害防止担当者の選任状況

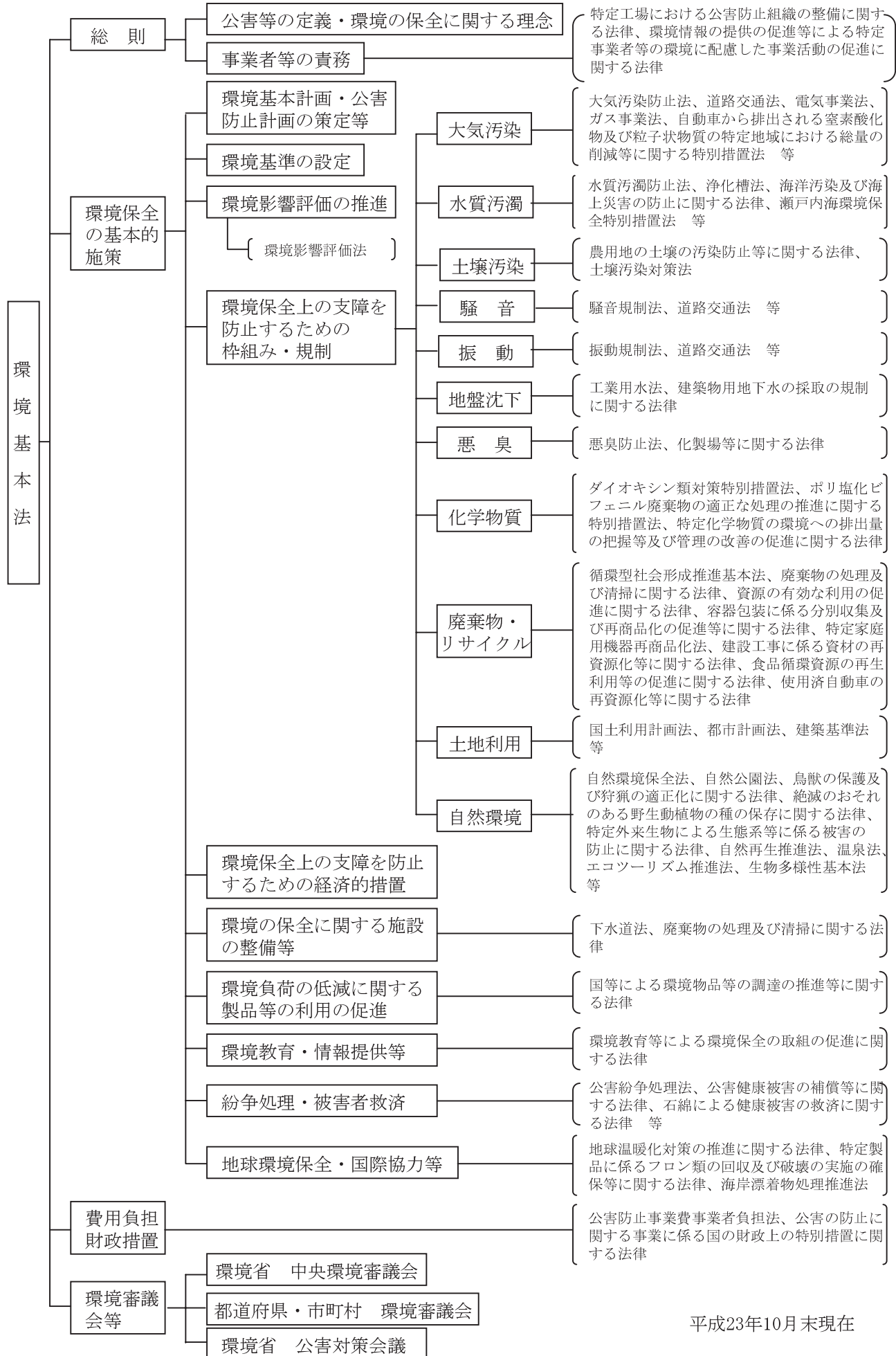
該当工場数	公害防止担当者		
	大気関係	水質関係	計
282工場	147	137	284

(注) 1 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく選任状況

2 平成23年3月末現在

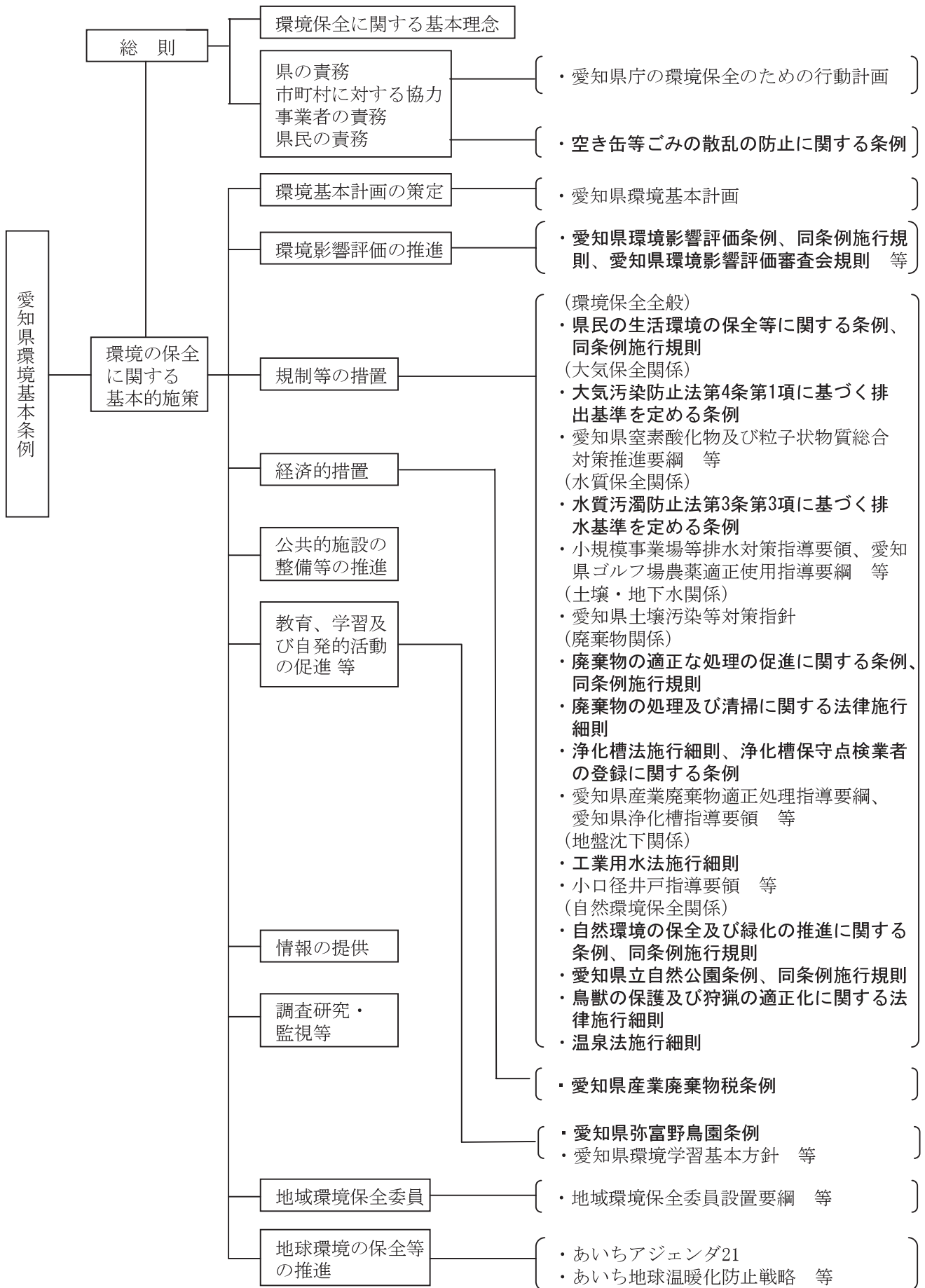
(資料) 環境部調べ

図1 環境法の体系



平成23年10月末現在

図2 愛知県における環境保全関係条例等の体系



平成23年10月末現在